

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成25年 2 月 26 日（火曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 議案第 1 号 愛西市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 愛西市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 愛西市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 6 号 愛西市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第 7 号 愛西市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第 8 号 愛西市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第 9 号 愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 愛西市都市公園条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 愛西市下水道条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 愛西市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第18号 市道路線の認定について
- 日程第23 議案第20号 平成24年度愛西市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第24 議案第21号 平成24年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第25 議案第22号 平成24年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

- 日程第26 議案第23号 平成24年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第27 議案第24号 平成24年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて
- 日程第28 議案第25号 平成25年度愛西市一般会計予算について
- 日程第29 議案第26号 平成25年度愛西市土地取得特別会計予算について
- 日程第30 議案第27号 平成25年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第31 議案第28号 平成25年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第32 議案第29号 平成25年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第33 議案第30号 平成25年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第34 議案第31号 平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第32号 平成25年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第36 選挙第1号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について
- 日程第37 選挙第2号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について（議会選出）
- 日程第38 選挙第3号 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について（市長推薦）
- 日程第39 議案第19号 防災情報通信ネットワーク整備工事契約の締結について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（23名）

1番	大野 則男 君	2番	島田 浩 君
3番	吉川 三津子 君	4番	大島 一郎 君
5番	下村 一郎 君	7番	石崎 たか子 君
8番	竹村 仁司 君	9番	鷲野 聡明 君
10番	堀田 清 君	11番	鬼頭 勝治 君
12番	岩間 泰彦 君	13番	真野 和久 君
14番	加藤 敏彦 君	15番	日永 貴章 君
16番	榎本 雅夫 君	17番	加賀 博 君
18番	大島 功 君	19番	大宮 吉満 君
20番	八木 一 君	21番	山岡 幹雄 君
22番	前田 芙美子 君	23番	近藤 健一 君
24番	中村 文子 君		

◎欠席議員（なし）

◎欠 番（１名）

◎地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
会計管理者兼 会 計 室 長	水 谷 洋 治 君	総 務 部 長	石 原 光 君
企 画 部 長	山 田 喜 久 男 君	経 済 建 設 部 長	加 藤 清 和 君
教 育 部 長	水 谷 勇 君	市 民 生 活 部 長	五 島 直 和 君
上 下 水 道 部 長	加 賀 裕 君	消 防 長	横 井 勤 君
福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君	総 務 部 次 長 兼 安 全 対 策 課 長	小 澤 直 樹 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 秀 三	議 事 課 長	佐 藤 敏 彦
書 記	山 田 宗 一		

午前10時00分 開会

○議長（加賀 博君）

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年3月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（加賀 博君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、9番・鷺野聡明議員、11番・鬼頭勝治議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、平成24年12月26日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（大宮吉満君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る平成24年12月26日に、正・副議長にも出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日2月26日から3月22日までの25日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては、御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月22日までの25日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より3月22日までの25日間と決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区環境事務組合議会議員の下村一郎議員、お願いいたします。

#### ○5番（下村一郎君）

海部地区環境事務組合議会の報告をさせていただきます。

海部地区環境事務組合議会は、2月21日に行われました。

提案されましたのは、議案第1号：平成24年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）、議案第2号：平成25年度海部地区環境事務組合一般会計予算について、議案第3号：海部地区環境事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第4号：海部地区環境事務組合出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、議案第5号：海部地区環境事務組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について、議案第6号：海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についての6議案でございました。

全て可決をされましたが、当市の関係について言いますれば、これは全体ですけれども、事務組合の負担金が相当減額をされたこと。これは、環境事務組合が各種の工事費等を大幅に削減する努力をした結果が出てきているということと、ごみ焼却場の裁判で、三菱重工からの違約金というようなものについて戻ってきたということや、土地の売り払いなどで財源ができたので負担金を減らしたというようなことが特徴としてありました。

以上であります。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の前田芙美子議員、お願いいたします。

#### ○22番（前田芙美子君）

それでは、海部地区急病診療所組合議会の報告をさせていただきます。

このたび、2月18日に海部地区急病診療所において、平成25年第1回定例会が行われました。

付議事件としまして、議案第1号：議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、全員一致で可決されました。

議案第2号：海部地区急病診療所組合証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についても全員一致で可決されました。

議案第3号：平成24年度海部地区急病診療所組合一般会計補正予算（第2号）については、補正額が3万7,000円で、補正後の予算総額として1億3,851万7,000円となり、全員一致で可決されました。

議案第4号：平成25年度海部地区急病診療所組合一般会計予算については、予算総額が1億4,180万円ということで可決されました。

また、管理者の方から最近の診療状況のお話がありました。昨年11月以降、この診療所にかかられた患者数は、前年同月に比べ、11月は138人増加の724人、12月は240人減少の1,273人となっています。1月中旬に入り、インフルエンザの患者が多数見られるようになりましたが、前年同月に比べ、1月は433人減少の1,867人となっています。患者数の減少は、インフルエン

ザの流行が昨年に比べおくられているのが原因の一つかと見ておりますというお話がありました。  
以上で終わります。

○議長（加賀 博君）

次に、海部水防事務組合議会議員の加藤敏彦議員、お願いいたします。

○14番（加藤敏彦君）

海部地区水防事務組合議会の報告をいたします。

海部地区水防事務組合議会は、2月19日、愛西市文化会館におきまして、平成25年第1回定例会を行いました。

付議事件は2件でした。

議案第1号：海部地区水防事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、全員賛成で可決されました。

議案第2号：平成25年度海部地区水防事務組合一般会計予算について、予算総額2,633万1,000円で、全員賛成で可決されました。

新年度予算のうち、愛西市の負担金は371万円で、これは全体の17.3%であります。

議会終了後、鍋田水防倉庫と日光川排水機場の施設の視察を行いました。

以上です。

○議長（加賀 博君）

御苦労さまでした。

また、閉会中に庁舎建設等調査特別委員会が開催されておりますので、委員長より報告をしていただきます。

庁舎建設等調査特別委員長、お願いいたします。

○12番（岩間泰彦君）

それでは、庁舎建設等調査特別委員会の報告をいたします。

第9回の庁舎建設等調査特別委員会は、平成25年2月4日に市役所委員会室におきまして、正・副議長にも出席していただき、開催をいたしました。

今回は、統合庁舎建設・改修事業スケジュール表等についてと、事業費が約41億円から約2億円程度削減されましたが、さらに削減、圧縮できないかとの意見・提案がありましたので、その後、検討の結果をお受けしたいと思います。

資料に基づき、施設整備担当課長から詳細な説明を受けてから、質疑・応答ということで始まりました。なお、山下設計から2名の方に出席していただいております。

統合庁舎建設の今後のスケジュール等について、統合庁舎建設・改修事業、駐車場拡張事業、支所整備事業及び地区施設整備事業等について、それぞれのスケジュール表に基づき説明の後、初めに、工事の入札については一般競争入札で考えた場合との仮定説明であったが、どういう形で行うのかとの質問には、入札方式については、まだ決まっていない。

次に、支所整備の方針等の決定は、いつまでにどこまで示すのか。また、住民への説明はどの質問には、既存の各施設等、よく吟味して、利活用等を含め、考えて支所整備を進めていき

たい。期限につきましては、夏ごろまでに報告したい。既に3つの整備計画については、市の方針は出ておりますし、きちっと議会の場で報告をし、住民の皆様にご報告していくとの前提で考えており、説明責任を果たしている。

続いて、安全面から工事中の住民への周知方法はどの質問には、事前に広報、ホームページで周知していく。最終的な配置、平面・立面計画図及び外観、意匠のイメージ図をそれぞれ説明し、さらに削減を検討した結果、セキュリティー関係の監視カメラを10台削減して25台とし、削減金額は120万円であり、最終コスト削減として実施説明を進めていきたいとの説明、報告の後、膜屋根はどういうものか、耐久性はどの質問には、膜屋根とは東京ドームで使われているテント生地、木の屋根として使用、耐久年数は20年。なお、最終的には、事業費は39億875万円から120万円を引く、39億755万円の実設計に入るということで確認をいたしました。

その他についてですが、統合庁舎の関係で住民投票との報道がありますが、市の考えはどの質問には、そういった住民の皆様のご活動について十分承知しているが、コメントは控えさせていただきます。

以上で、第9回の庁舎建設等調査特別委員会は終了いたしました。報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

御苦労さまでした。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より平成24年11月から平成24年12月までに関する出納検査についての検査報告がありました。また、市長より愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出されました。それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集挨拶

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

早朝から御出席をいただきまして、ありがとうございました。

平成25年3月愛西市議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年度末、何かと御多用の中、全員の御出席をいただきまして、ありがとうございました。

さきの定例会におきまして、私自身の思いは既に伝えをさせていただきました。私にとっても最後の定例議会ということで、また違った思いで3月定例会を迎えさせていただいたところでもあります。平成17年4月に県内初となる新設合併市として誕生をし、就任をさせていただき、一つ一つの事務事業に対しまして深い御理解と御協力により、総合斎苑初め、給食センター、勝幡駅前整備などプロジェクト事業、また各般に渡る諸事業を進めてまいることができました。

これもひとえに議員各位、そして市民皆様方の御支援・御協力があったからこそと、改めて深く感謝を申し上げますと同時に、総合庁舎建設では、検討、見直しなどなどで事業推進に変更を来していることにつきましては、大変申しわけなく、おわびを申し上げさせていただく次第であります。

本来でありますと、所信の一端を申し上げるところでありますけれども、市長選を4月に控えており、25年度当初予算につきましては、行政運営の基本となる義務的経費と継続事業を中心とした骨格予算とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

一般会計・特別会計など、合わせた予算総額は371億6,976万4,000円で、前年比0.6%の増となっております。一般会計予算では209億2,100万円で、前年比1.3%の減となっております。主な主要施策につきましては、平成25年度当初予算主要施策に総合計画の6つの理念別に取りまとめをさせていただきます。また、予算の詳細につきましては、概要書に記載をしておりますので御精読を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

今定例会に提案申し上げます議案は、条例制定と一部改正で16議案をお願いしております。主に基礎自治体への権限移譲、条例制定権の拡大を柱とした地域主権改革に係る一括法の成立に関連するものが主であります。

また、西保地区防災コミュニティセンターの完成に伴う施設の効率的な管理運用を図るための指定管理の指定、防災無線整備工事契約の締結、市道路線の認定、平成24年度補正予算5議案など、あわせて32議案の多くをお願いしております。防災無線工事契約の締結につきましては、本日、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

各議案につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。よろしく御審議を賜り、御決定をいただきますようお願いを申し上げて、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第1号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第1号：愛西市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第1号：愛西市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の制定について御説明を申し上げます。

愛西市行政財産の目的外使用に係る使用料条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

地方自治法第225条の規定に基づきまして、行政財産の目的外使用の許可を受けた者から使用料を徴収するため制定するものでございます。

1 ページをお開きください。



愛西市条例第1号：愛西市行政財産の目的外使用に係る使用料条例。

それでは以下、内容について説明申し上げます。

第1条の関係につきましては、この条例の趣旨について定めたものであります。

そして第2条、使用料の額について定めたものでございますが、今回、目的外使用料は別紙のとおり規定を定めております。そこで、使用料金のほうも表示をさせていただいておりますように、今回の制定をする目的外使用の対象物件ですね、いわゆる今回の制定の内容につきましては点的なもの、いわゆる電柱、それから電話柱、郵便差出箱、ポストでございますけれども、これを今回対象とさせていただくものでございます。

そして、先ほど申し上げましたように、規定のほうに料金的なものを表示しておりますけれども、いわゆるこの使用料につきましては、市の道路占用条例との整合性を図るため、その規定を準用するという内容で整理をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、第3条につきましては、使用料の算定方法について定めたものでございます。

第4条につきましては、使用料の納付について定めたものでございます。

第5条につきましては、使用料の還付について、それぞれ規定を設けたものでございます。

次に、2ページをお開きください。

第6条につきましては、使用料の減免について規定を設けておまして、次の第7条につきましては、延滞金について規定を整備させていただきました。

そして第8条につきましては、市長への委任ということで、条例全体としては8条の条文で制定をさせていただいております。

附則といたしましては、この条例につきましては、平成25年4月1日から施行するという内容でございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第2号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第2号：愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第2号：愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名であります。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、新たに条例を制定する必要があるからでござ

ございます。

1枚おめくりをいただきまして、愛西市条例第2号：愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例ということで、条文につきましては、添付させていただきました資料で御説明をさせていただきたいと思っております。

議案第2号の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条でございますが、条例制定の趣旨でございます。

先ほど申し上げましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、介護保険法が一部改正されましたことによりまして制定の趣旨を決めるものでございます。

これに伴いまして、厚生労働省令で定められている指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定、人員、設備及び運営に関する基準について、市町村の条例で定めることを規定しているものでございます。

内容といたしまして、第2条では、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員については、29人以下ということで規定をするものでございます。

第3条につきましては、事業の申請者については法人とさせていただくものでございます。

第4条は、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準については、厚生労働省令のとおりとするものでございます。

第5条につきましては、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営等に関する基準については、厚生労働省令のとおりとするものでございます。

施行期日といたしまして、平成25年4月1日でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第3号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第3号：愛西市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活部長（五島直和君）

それでは、議案第3号：愛西市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について御説明をさせていただきます。

愛西市新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴いまして、愛西市新型インフルエンザ等対策本部に関する事項を定める必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

愛西市条例第3号：愛西市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定するもので

あります。

順次、各条文の内容について御説明をさせていただきます。

まず第1条では、この条例を制定する趣旨を表記したものでありまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、必要な事項を定めることについて規定しております。

第2条では、組織について第1項から第5項におきまして、本部長、副本部長、本部員及び必要な職員を置くことができ、市の職員のうちから市長が指名することについて規定しております。

第3条では、会議について第1項におきまして、情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、会議を招集することについて規定しております。また、第2項におきまして、国の職員、その他の職員以外の者に対して意見を求めることができることについても述べております。

第4条では、対策本部に部を置くことについて規定しております。

第5条では、委任といたしまして、この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は本部長が定めることについて規定しております。

附則の第1項、こちらのほうでは、この条例の施行期日について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するものというふうに述べさせていただいております。

第2項では、関連する条例の整備といたしまして、愛西市災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する条例（平成17年愛西市条例第47号）の一部を次のように改正するものであります。

この内容といたしましては、1枚はねていただきまして、議案第3号の資料として、愛西市災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する条例の一部改正の新旧対照表により説明させていただきます。

改正後におきまして、第1条中4行目の第154条の次にの後へ「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」の文言を加え、9行目に「、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」の文言を加え、整理させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第4号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第4号：愛西市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

議案第4号：愛西市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

愛西市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、新たに条例を制定する必要があるためであります。

それでは、1枚おめくりいただきまして、愛西市条例第4号：愛西市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の各条文の内容について御説明を申し上げます。

まず第1条の関係でございますが、これは条例を制定する趣旨を簡潔に表現したものでありまして、条例全体の基準になるものであります。

第2条では、園路及び広場について適合基準を規定しております。

次に、第3条の関係でございますが、休憩所及び管理事務所を設ける場合の適合基準を規定しております。

次に、第4条の関係でございますが、駐車場の適合基準を規定しております。

第5条の関係でございますが、便所の適合基準を規定しております。

次に、第6条の関係でございますが、掲示板について表示された内容が容易に識別できるよう規定しております。

次に、第7条の関係でございますが、標識については、特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合についての規定をしているものであります。

次に、第8条の関係でございますが、委任について第2条から第7条まで定めるもののほかの基準については、規則で定めるとさせていただきます。

次に、第9条の関係でございますが、一時使用目的の特定公園施設として、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができるとさせていただきます。

附則といたしまして、この条例の施行については、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第5号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第9・議案第5号：愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○経済建設部長（加藤清和君）

議案第5号：愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による道路法の改正に伴い、新たに条例を制定する必要があるためであります。

それでは1枚おめくりいただきまして、愛西市条例第5号：愛西市市道の構造の技術的基準を定める条例、各条文の内容について御説明申し上げます。

まず、第1条の関係でございますが、これは条例を制定する趣旨を簡潔に表現したものでありまして、条例全体の基準になるものであります。

第2条におきましては、定義として用語の意義を規定しております。

続きまして、第3条におきましては、道路の区分を規定しております。

第4条におきましては、車道は車線により構成されているが、区分等による規定がされております。

第5条におきましては、道路区分により車線の分離等を規定しております。

続きまして、第6条では、区分により車線の数が4以上である道路の副道の規定をしております。

第7条におきましては、区分による路肩の幅員、第8条におきましては、区分による停車帯、第9条におきましては、区分による自転車道の幅員等、第10条におきましては、区分による自転車歩行者道の幅員等、第11条におきましては、区分による歩道幅員等について規定しております。

続きまして、第12条におきましては、必要がある場合における歩行者の滞留の用に供する部分を規定しております。

第13条におきましては、植樹帯の規定をしております。

第14条におきましては、区分による設計速度を規定しております。

続きまして、第15条におきましては、屈曲部、第16条においては、曲線半径、第17条においては、曲線部の片勾配、第18条におきましては、曲線部の車線等の拡幅、第19条におきましては、屈曲部の緩和区間を規定しております。

第20条におきましては、視距は設計速度に応じた規定としております。

第21条におきましては、区分等による縦断勾配を規定しております。

続きまして、第22条におきましては、登坂車線について規定しております。

第23条におきましては、車道の縦断曲線、第24条においては、車道等の舗装を規定しております。

第25条におきましては、横断勾配、第26条におきましては、縦断勾配、片勾配、横断勾配を合成した合成勾配を規定しております。

第27条におきましては、道路排水施設を規定しております。

続きまして、第28条におきましては、道路の交差または接続に関して、第29条におきまして

は、交差の方式、第30条におきましては、鉄道等と交差する場合の規定をしております。

第31条におきましては、待避所、第32条におきましては、交通安全施設を規定しております。

第33条におきましては、凸部、狭窄部等の設置について規定をしております。

続きまして、第34条におきましては、乗合自動車の停留所等に設ける交通島、第35条におきましては、自動車駐車場等の施設、第36条におきましては、落石等により道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、防護施設の設置を規定しております。

第37条におきましては、トンネルの安全かつ円滑な交通を確保するための規定をしております。

第38条におきましては、橋、高架の道路等の構造を規定しております。

続きまして、第39条におきましては、附帯工事等の特例、第40条におきましては、小区間における改築の場合の特例を規定しております。

第41条におきましては、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路、第42条におきましては、歩行者専用道路の規定をしております。

附則といたしまして、この条例の施行については、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第6号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第6号：愛西市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

議案第6号：愛西市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

愛西市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による道路法の改正に伴い、新たに条例を制定する必要があるからであります。

それでは、1枚おめくりいただきまして、愛西市条例第6号：愛西市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例、各条文の内容について御説明を申し上げます。

まず、第1条の関係でございますが、条例を制定する趣旨を簡潔に表現したものであります。

第2条におきましては、市道の定義を規定しております。

続きまして、第3条におきましては、道路標識及び警戒標識の寸法の基準を規定しております。

第4条におきましては、案内標識及び警戒標識の寸法の特例を規定しております。

第5条におきましては、案内標識及び警戒標識の文字の大きさ、第6条におきましては、特定の案内標識の文字等の大きさ、第7条におきましては、案内標識及び警戒標識の縁等の太さ、第8条におきましては、補助標識の大きさの基準を規定しております。

附則といたしまして、この条例の施行については、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第11・議案第7号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第7号：愛西市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○経済建設部長（加藤清和君）

議案第7号：愛西市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

愛西市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による河川法の改正に伴い、新たに条例を制定する必要があるためでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、愛西市条例第7号：愛西市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例、各条文について御説明を申し上げます。

まず第1章、総則の第1条の関係でございますが、これは条例を制定する趣旨を表現したものでございます。

第2条におきましては、定義として用語の意義を規定しております。

続きまして、第2章、堤防の第3条におきましては、堤防及び霞堤について適用の範囲を規定しております。

第4条におきましては、堤防の構造の原則、第5条におきましては、堤防の材質及び構造、第6条におきましては、堤防の高さ、第7条におきましては、堤防の天端幅を計画高水流量により規定しております。

第8条におきましては、盛り土による堤防のり勾配等を、第9条におきましては、堤防の安定を図るための小段、第10条におきましては、堤防の安定を図るための側帯、第11条におきましては、堤防を保護するための表のり面、または表小段に設ける護岸を規定しております。

続きまして、第12条におきましては、流水の作用から堤防を保護するための水制規定をしております。

第13条におきましては、堤防に沿って設置する樹林帯を規定しております。

第14条におきましては、河川の管理のための管理用道路、第15条におきましては、波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置について規定しております。

続きまして、第16条におきましては、背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例について規定しております。

第17条におきましては、湖沼の堤防の天端幅の特例、第18条におきましては、天端幅の規定の適用除外等、第19条におきましては、堤防の地盤の地質、対岸の状況により、連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例を規定しております。

続きまして、第3章、床どめの第20条におきましては、構造の原則について規定しております。

第21条におきましては、床どめを設ける場合の護床工及び高水敷保護工において規定しております。

第22条におきましては、床どめを設ける場合の護岸を、第23条におきましては、魚道を規定しております。

続きまして、第4章の第24条におきましては、堰の構造の原則について、第25条におきましては、流下断面との関係について規定しております。

第26条におきましては、可動堰の可動部の径間長を計画高水流量により規定しております。

第27条におきましては、可動堰の可動部の径間長の特例を規定しております。

続きまして、第28条におきましては、可動堰の可動部のゲートの構造、第29条におきましては、ゲートに作用する荷重の種類、第30条におきましては、荷重等の計算方法、第31条におきましては、可動堰の可動部のゲートの高さ、第32条におきましては、可動堰の可動部の引き上げ式ゲートの高さの特例を規定しております。

第33条におきましては、可動堰の管理施設、第34条におきましては、護床工等、第35条におきましては、洪水を分流させる堰に関する特例について規定しております。

続きまして、第5章の水門及び樋門の第36条におきましては、水門及び樋門の構造の原則について、第37条におきましては、構造、第38条におきましては、断面形について規定しております。

第39条におきましては、河川を横断して設ける水門の径間長等、第40条におきましては、ゲート等の構造、第41条におきましては、水門のゲートの高さ等について規定しております。

第42条におきましては、管理施設等、第43条におきましては、護床工等について規定しております。

続きまして、第6章、揚水機場、排水機場及び取水塔の第44条におきましては、揚水機場及び排水機場の構造の原則、第45条におきましては、排水機場の吐出水槽等について規定しております。

第46条におきましては、流下物排除施設について規定しております。

第47条におきましては、樋門、第48条におきましては、取水塔の構造、第49条におきまして



は、取水塔を設ける場合の護床工等について規定しております。

第7章の橋の第50条におきましては、河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則について規定しております。

第51条におきましては、橋台、第52条におきましては、橋脚、第53条におきましては、径間長の基準について規定しております。

続きまして、第54条におきましては、桁下高等、第55条におきましては、護岸等について規定しております。

第56条におきましては、橋との管理用通路の構造の保全、第57条におきましては、適用除外について規定をしております。

続きまして、第8章、伏せ越しの第58条におきましては、運用の範囲、第59条におきましては、構造の原則、第60条におきましては、構造について規定しております。

第61条におきましては、ゲート等、第62条におきましては、伏せ越しを設ける場合の深さについて規定しております。

続きまして、第9章の雑則の第63条におきましては、河川施設または許可工作物について適用除外を規定しております。

第64条におきましては、計画高水流量等の決定または変更があった場合の適用の特例について規定をしております。

第65条におきましては、小河川の特例について規定しております。

附則といたしまして、この条例の施行につきましては、平成25年4月1日より施行するものであります。

以下、経過措置について規定をしております。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第8号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・議案第8号：愛西市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

議案第8号：愛西市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について御説明を申し上げます。

愛西市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、新たに条例を制定する必要があるためであります。

それでは、1枚おめくりいただきまして、愛西市条例第8号：愛西市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例、各条文について御説明を申し上げます。

まず、第1章、総則の第1条の関係でございますが、趣旨を、第2条におきましては、定義を規定したものであります。

続きまして、第2章、歩道等の第3条におきましては、歩道の設置、第4条におきましては、有効幅員、第5条におきましては、舗装、第6条におきましては、歩道等の縦断勾配を規定しております。

第7条におきましては、歩道等と車道等の分離、第8条におきましては、歩道等の車道等に対する高さ、第9条におきましては、横断歩道に接続する歩道等の部分、第10条におきましては、車両乗入れ部の有効幅員を規定しております。

続きまして、第3章、立体横断施設の第11条におきましては、立体横断施設、第12条におきましては、エレベーター、第13条におきましては、傾斜路、第14条におきましては、エスカレーターを規定しております。

第15条におきましては、通路、第16条におきましては、階段の構造を規定しております。

続きまして、第4章の乗合自動車停留所の第17条におきましては、乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さ、第18条におきましては、ベンチ及び上屋の規定をしております。

続きまして、第5章、自動車駐車場の第19条におきましては、障害者用駐車施設、第20条におきましては、障害者用停車施設、第21条におきましては、出入り口を規定しております。

第22条におきましては、障害者用駐車施設へ通じる通路、第23条におきましては、障害者用施設が設けられている階に設けるエレベーター、第24条におきましては、傾斜路を規定しております。

第25条におきましては、階段、第26条におきましては、屋根の設置について規定をしております。

第27条から第29条については、便所について規定をしております。

続きまして、第6章、移動等円滑化のために必要なその他の施設等の第30条におきましては、案内標識、第31条におきましては、視覚障害者誘導用ブロック、第32条におきましては、休憩施設、第33条におきましては、照明施設を規定しております。

附則といたしまして、この条例の施行については、平成25年4月1日より施行するものであります。

以下、経過措置について規定しております。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第9号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・議案第9号：愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正につ

いてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

議案第9号：愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、新設する駐車場の設置に伴いまして改正をお願いするものであります。

1 ページをお開きください。

愛西市条例第9号：愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成23年愛西市条例第1号）の一部を次のように改正するというところで、説明につきましては、資料で添付をさせていただいております新旧対照表のほうで御説明をさせていただきますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず今回、こうした条例改正をお願いいたしますのは、かねてから市有財産の洗い出しを進めておりました中で、当然土地の有効活用を図るため、今回新たに市営駐車場として整備し、位置づけるということで改正をお願いしておるものであります。

第8条の関係でございますが、この8条関係では、駐車できる車両を規定しております。通常の駐車場では、長さ5メートル以内、幅2メートル以内、高さ2.4メートル以内が一般的となっておりますが、今回新設の勝幡駐車場につきましては、いわゆる土地の形状が、ちょっと奥行きが狭いとか、いろんな土地の形状の問題がございまして、ただし書きをここで1つ設けております。ただし書きを定めて、区画番号3については、車両の長さを4メートル以内とするということで、ここで新たにただし書きを設けさせていただきました。

そして、次に別表第1の関係でございますが、駐車場の位置を定めております藤浪駅前駐車場と佐織中学校南駐車場につきましては、いわゆる行政財産を明確にするための用地測量を行いまして、その地番を改め、新設の勝幡駐車場の名称と位置を定めたということで表の整理をさせていただいております。

そして、別表第2の関係でございますが、使用料の定めについて整備をさせていただきました。新設駐車場の使用料につきましても、いわゆる他の市営駐車場と同様に近隣の民間の駐車料金等を調査いたしまして、同等の料金設定をさせていただきました。

ただし、区画第3号につきましては、先ほど申し上げましたように土地の区画がちょっと狭いというような要因がありましたので、その形状により若干差を設けさせていただきました。

この条例改正の施行日につきましては、今後、広報やホームページで利用者を募集し、利用を開始するということから、施行につきましては5月1日からということでお願いをしております。

以上、よろしく申し上げます。

◎日程第14・議案第10号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・議案第10号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

議案第10号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、障害者自立支援法の改正に伴いまして、介護補償等に関する規定の改正がされましたので、その条例を改正するものであります。

1枚おめくりをください。1ページの関係でございます。

愛西市条例第10号：愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例。

愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正ということで、今回、この条例改正の内容につきましては、先ほどの提案理由でも申し上げましたように、障害者自立支援法の一部改正がございまして、それに関連する5つの条例について一部を改正するものであります。

1ページのほうからずっと1条以降、7条まで付してございますが、その5つの条例につきましては、愛西市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、それから愛西市障害者自立支援条例、愛西市精神障害者医療費支給条例、愛西市障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例、それから愛西市消防団員等公務災害補償条例、いずれもこの条例に関連する一部改正ということで、今回お願いをしております。

そして内容につきましては、いずれの条例も規定に引用されております法律名称の改正、いわゆる障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律ということで、名称が改正をされたのが主でありまして、あわせて項ずれによる改正をお願いするという今回の改正内容でございます。

附則といたしまして、第1条及び第3条から第6条までの関係が法律名の改正部分でございます。これにつきましては平成25年4月1日から、そして第2条及び第7条につきましては項ずれの改正ということで、平成26年4月1日から施行するという内容でございます。

以上です。

○議長（加賀 博君）

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第11号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・議案第11号：愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

議案第11号：愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由につきましては、特別職の職員で非常勤のものに対して支給する報酬及び費用弁償の区分及び報酬の額を明確にするため、条例別表に規定する事項について整備を行う必要があることから、今回お願いをするというものであります。

1枚おめくりをください。1ページの関係であります。

愛西市条例第11号：愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例。

愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年愛西市条例第40号）の一部を次のように改正するという事で、説明につきましては、資料で添付をさせていただいております新旧対照表に基づきまして御説明を申し上げます。そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

それぞれ規定の内容について説明を申し上げる前に、今回、条例改正を行いますのは、やはり審議会等の委員報酬について、設置を条例で規定されているものについては報酬で、そして要綱等で規定をされているものについては報償費で支払いをします。こういった整理を今回進めてきました。そして、あわせて、平成25年度予算につきましても、その定義区分において予算計上をさせていただいております。そうした関係に基づきまして、今回条例の別表の改正ということをお願いをするものであります。

そしてもう1点、現行の条例で計上されていない、いわゆる学校医等の報酬や非常勤の顧問、あるいは調査員、嘱託員の報酬について、今回別表のほうに整理をし、計上させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

そして、現行でその他の公職者と一くくりにしていた表記、現行まで来ていたわけでありませうけれども、この表記につきましても、それぞれ個別に報酬の額を計上させていただいておりますので、そういった観点で対照表のほうをごらんいただきたいというふうに思っております。

それでは、新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。

改正部分が下線部分でございますので、そういった目線をお願いしたいと思います。

まず、1 ページ目の公平委員会、それからはねていただきまして3 ページ目の社会教育委員会から4 ページ目の臨時または非常勤の顧問、あるいは調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者につきましては、今回新たに個別に整理をし、計上させていただいております。

そして、申しわけありません、1 ページにお戻りをいただきまして、今回、表の整理とあわせまして、農業委員会の報酬につきまして改正をお願いしております。これは、農業委員会の定数報酬検討委員会で現行の報酬額を検討された結果、報酬額を2割削減するという旨の意見書が市のほうへ農業委員長名で提出をされました。これを受けまして、今回、農業委員会の報酬の額を改正するというようお願いを申し上げます。その改正につきましては、表記を年額から月額に変更するというので、改正をあわせてお願いしております。

そして、1 ページ目の介護認定審査会、2 ページ目の障害者総合支援審査会につきましては、介護認定審査会が件数によりまして、その報酬を区分したものであります。

そして、後者の障害者総合支援審査会につきましては、審査会名を変更したことによって改正をお願いしております。

最後に2 ページ目の総代、非常勤消防団員報酬につきましては、これは従来といたしますか、現行まで、それぞれ設置条例の中で報酬額が計上されておりました。これを、今回本条例の別表に取りまとめて計上したいということで、今回、表のほうに整理をさせていただいたという改正でございます。

本文のほうの附則の関係でございますが、4 ページをごらんいただきたいと思います。

附則の関係でございますが、附則第1 項につきましては、今回の条例を平成25年4月1日から施行するというものでございまして、第2 項、それから第3 項につきましては、先ほど申し上げました総代、非常勤消防団員の報酬について、それぞれ設置条例で計上されておりました関係から、本条例の別表に取りまとめることに伴いまして、総代の設置に関する条例及び消防団条例の一部改正をあわせて行うという内容でございますので、そういったことでよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第16・議案第12号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・議案第12号：愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（加賀和彦君）

議案第12号：愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成21年愛西市条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、愛西市条例第12号：愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成21年愛西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」を「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第70号）」に改めるものでございます。

従来、厚生省令で定められておりましたものが、県条例で定められることによる改正でございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第13号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・議案第13号：愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（五島直和君）

議案第13号：愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年愛西市条例第115号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴いまして、改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第13号：愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年愛西市条例第115号）の一部を次のように改正するものであります。

内容といたしましては、第16条におきまして、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格の要件を、法第21条第3項の規定により、条例に新たに加えるものであります。この法第21条

第3項の規定と申しますのは、市町村が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して、当該市町村の条例で資格を定めるというものであります。

第16条第1号では、技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士で、化学部門、上下水道部門または衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限ると。

第2号は、技術士法第2条第1項に規定する技術士で、前号に該当する者を除き、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者と。

第3号は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17第2号イからチまでに掲げる者。

第4号は、前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者について規定しております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第18・議案第14号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・議案第14号：愛西市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○経済建設部長（加藤清和君）

議案第14号：愛西市都市公園条例の一部改正について御説明を申し上げます。

愛西市都市公園条例（平成17年愛西市条例第129号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による都市公園法の改正に伴い、改正をお願いするものであります。

資料の新旧対照表に基づき御説明をさせていただきます。

愛西市条例第14号：愛西市都市公園条例の一部を改正する条例ということで、第1条中の（という）という括弧の次に第3条第1項、第4条第1項を加え、「並びに第18条」を「、第18条並びに第27条第5項及び第6項」に改め、第1条の2から第1条の5までを追加するものであります。

第8条第1項中「は」を「から」に改め、「期間が3月を超えない場合においては、」を削除し、申し込みの際の次に「別表に定める額の使用料を」を加えるということになります。使用料の金額に関する規定の記載がないため、別表に定める額の使用料を追加いたします。

第8条第2項中「する」を「することができる」に改め、第8条第3項を削除する。

第11条の次に次の1条を加える。工作物等を保管した場合の公示事項等として、第11条の2第1項から第6項までを追加させていただいております。



第13条中「第10条」を「第11条の2」に改め、附則の次に第8条の別表を加えさせていただいております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第15号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第19・議案第15号：愛西市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（加賀 裕君）

議案第15号でございます。愛西市下水道条例の一部改正について。

愛西市下水道条例（平成21年愛西市条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものでございます。本日の提出、市長名でございます。

提案理由としまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による下水道法の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

内容につきましては、新旧対照表をお願いします。

第5章の後に第6章として公共下水道の施設に関する構造基準等を追加し、第7章、第8章を繰り下げるものでございます。このことにつきましては、平成22年の6月22日、閣議決定されました地域主権戦略大綱に基づきまして、下水道法につきましても一部改正され、公共下水道の構造は、管理者である地方公共団体の条例で新たに構造基準を設け、制定するために改正されました。

これをおきまして、愛西市におきましても下水道法の改正に伴い、愛西市下水道条例の一部を改正するものでございます。

この条例の附則につきましては、平成25年4月1日から施行をお願いするものでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第16号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第20・議案第16号：愛西市道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

議案第16号：愛西市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

愛西市道路占用料条例（平成17年愛西市条例第131号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、道路法施行令及び愛知県道路占用料条例の改正に伴い、改正す

る必要があるからであります。

それでは、愛西市条例第16号：愛西市道路占用料条例の一部を改正する条例の御説明ということで、道路の占用許可対象物件として、太陽光発電設備等、津波避難施設が追加されたため、議案第16号の資料、新旧対照表のとおり説明をさせていただきます。

第4条第1項第1号の「第7条第8号」を「第7条第11号」に改め、次ページの別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料を令第7条第2号に掲げる工作物とし、占用面積1平方メートル当たり1カ月を1年に、230を1,500に改め、令第7条第3号に掲げる施設と令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料を追加し、令第7条第8号を令第7条第11号とし、上空、トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるものその他のものを削除し、トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるものとし、上空に設けるものを追加し、令第7条第9号を第7条第12号に改めます。

附則といたしましては、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第17号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第21・議案第17号：愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、議案第17号：愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

愛西市西保地区防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記としまして、1番、施設の名称、愛西市西保地区防災コミュニティセンター。2番としまして、指定管理者となる団体、愛西市西保町北川原23番地13、西保地区防災コミュニティセンター運営協議会。3番としまして、指定の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

提案理由といたしまして、愛西市西保地域防災コミュニティセンターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

なお、資料といたしまして、指定管理者候補者選定結果を添付させていただいておりますので、御審議のほど、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第22・議案第18号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第22・議案第18号：市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

議案第18号について御説明申し上げます。

議案第18号：市道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の認定をするものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、市道路線として認定し、公共の用に供するため必要があるためでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、詳細を添付させていただきました。

その次に、A4版の図面で位置を示させていただいております。4路線あわせて延長として508.9メートルでございます。新たに認定をお願いするものとして、1576号線、2367号線、8316号線、8317号線の4路線でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第20号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第23・議案第20号：平成24年度愛西市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、議案第20号：平成24年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億7,600万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を221億1,052万1,000円とするものでございます。

主な内容について御説明いたします。

初めに、4ページをお願いいたします。

第2表の継続費補正につきましては、統合庁舎整備事業の全体計画の見直しによりまして、設計費では年割額の補正をお願いしております。また、工事費及び監理費につきましては、総額を39億4,970万円に減額をし、年割額についてもそれぞれ補正をお願いするものでございます。

次に、第3表繰越明許費では、統合庁舎整備事業関係や保育所緊急整備事業、また今回の補正予算に計上しております路面性状調査委託事業において、年度内の完了が困難となりましたので、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正につきましては、統合庁舎整備事業を初め、防災コミュニティセンター建設事業、次ページ、6ページになりますが、まちづくり総合支援事業、海部地方消防指令センター整備事業、それぞれの事業費の確定及び精査により、起債借入限度額の変更をお願いするものでございます。

次に、歳入の主な内容について御説明いたします。

歳入につきましては、10ページから15ページまで記載をさせていただいております。

各事業の特定財源につきましては、事業費の確定、または精査によるもので、分担金及び負担金を初め、国・県支出金の補正、市債の減額などをそれぞれ計上させていただいております。

また、財源調整のため、12ページ、13ページの財政調整基金繰入金で3億915万円減額をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

歳入については、以上でございます。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

歳出につきましては、それぞれ担当部長より御説明いたしますが、まず初めに私より企画部所管の項目について御説明いたします。

16ページ、17ページをお願いいたします。

総務関係と前後して大変恐縮でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第8目電子計算費で事業費の精査により、合計で599万8,000円の減額をお願いするものでございます。

その下の第11目基金費では、公共事業整備基金積立金で市有財産の売払収入から必要経費を除いた1,977万7,000円の積立金ほかで計2,077万6,000円の追加補正でございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

第3目防災コミュニティセンター建設費で事業費の確定及び精査により、1,500万円の減額をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

続きまして、総務部長より御説明申し上げます。

○総務部長（石原 光君）

それでは恐れ入ります。再度16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。

議会関係と総務課関係の内容について御説明申し上げます。

1款の議会費の関係でございます。補正額276万5,000円の減額でございます。実績見込み等によりまして、共済会負担金を減額させていただきました。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で1,203万2,000円減額をさせていただきました。これは、行政事務委託料を初めといたしまして、庁舎受付案内、あるいは電話交換、巡回バス、市有バスの運行管理の各委託料、それからちょっと前後しますけれども、6目の財産管理費で150万円、これは庁舎の清掃委託料など、いずれもこの事業費の確定によりまして減額をしたという内容でございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、7目の統合庁舎整備費で7,822万5,000円減額をさせていただきました。これは、

全体計画の見直しに伴います、先ほど企画部長のほうから説明申し上げました継続費の補正によりまして、設計委託料、あるいは工事監理委託料、工事請負費をそれぞれ減額いたしまして、事業費の確定により用地調査測量等委託料、あるいは駐車場の設計委託料をあわせて減額をさせていただいたという内容でございます。

次に、13目のふるさとづくり事業推進費で1,500万円の減額、これにつきましては、それぞれ各庁内から申請をいただきました申請事業の実績を見込み、今回減額をさせていただいたという内容でございますので、よろしく願いをいたします。

次に、福祉部長から説明を申し上げます。

○福祉部長（加賀和彦君）

18、19ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費でございます。

児童福祉費で8,000万円の減額でございます。1目児童福祉総務費では、児童扶養手当を1,500万円、2目の児童措置費におきまして、特別保育事業等の補助金、それから扶助費、これは児童手当でございますが、減額をさせていただいております。それぞれ実績見込みによりまして減額補正をさせていただくものでございます、よろしく願いいたします。

続いて、市民生活部長より説明させていただきます。

○市民生活部長（五島直和君）

市民生活部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費におきまして、13節の委託料で個別予防接種委託料3,200万円の減額、がん検診委託料1,200万円の減額をさせていただきました。

また20節の扶助費で、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業助成費800万円の減額、並びに高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成費900万円の減額をお願いしておりますが、いずれも事業の実績見込みによる減額であります。

19節の負担金、補助及び交付金で、海部地区急病診療所組合負担金の変更に伴いまして57万8,000円の減額をさせていただきました。

また、23節の償還金、利子及び割引料におきましては、過年度分返還金といたしまして、交付額の確定に伴いまして、平成23年度分のがん検診推進事業費補助金返還金として62万4,000円の追加をお願いするものであります。

そして、3目母子衛生費におきましては、妊婦・乳児健康診査委託料1,000万円の減額をお願いしておりますが、こちらも事業の実績見込みによる減額でございます。

以上、よろしく願いします。

次に、経済建設部長より御説明させていただきます。

○経済建設部長（加藤清和君）

経済建設部に係ることについて御説明させていただきます。

20ページの6款農林水産業費でございますが、1項農業費、5目農業土木費におきましては、

事業の確定によりまして実施設計等委託料で50万円減額をさせていただきます。

19節補助金で市内土地改良区の事業費の確定により、補助金で22万5,000円計上させていただきました。

19節の負担金につきましては、県営事業の確定によりまして、尾張西南部広域営農団地農道整備事業では586万円の減額をさせていただきます。一方で事業の増により、湛水防除事業で277万4,000円、地盤沈下対策事業で4,977万7,000円、特定農業用管水路等特別対策事業費で1,979万2,000円の追加をお願いしております。補助金につきましては、土地改良区の事業の確定によりまして、22万5,000円の増額をさせていただきます。交付金につきましては、額の確定によりまして、農地・水保全管理支払いで757万9,000円を減額させていただきます。

10ページにお戻りいただきまして、歳入につきましては、農業体質強化基盤整備促進事業費の確定により、国庫補助金で380万円を計上し、県補助金340万円の減額をさせていただきます。

8目の排水対策費におきましては、県営事業の確定によりまして、農業水利施設保全対策事業で252万8,000円の減額をさせていただきます。

次に、8款土木費でございますが、1項土木管理費、1目土木総務費、13節委託料におきまして、事業費の確定により370万5,000円の減額をさせていただきます。

2項道路橋梁費、1目道路維持費におきましては、事業の精査によりまして、それぞれ委託料、工事請負費、原材料費などで減額をさせていただきます。

そして、2目の道路新設改良費におきましても、事業の精査によりまして、それぞれ委託料、工事請負費、公有財産購入費、負担金、補助及び交付金、補償、補填及び賠償金で減額をさせていただきます。

また、これに伴う歳入として、10ページで国庫補助金1,342万6,000円、県補助金500万円を減額させていただきます。

歳出の3目の交通安全対策費におきましては、事業費の確定により、委託料76万1,000円の減額をさせていただきます。

4目の橋梁新設費におきましても、事業費の確定によりまして減額をさせていただきました。続きまして、3項の都市計画費でございますが、名鉄の勝幡駅北側駅舎の建てかえに伴い、事業調整により5,300万円減額をさせていただきました。

歳入におきましては、国の補助金が確定し、土木費国庫補助金で3,220万円減額をお願いするものであります。

以上でございます。

続きまして、消防長から御説明を申し上げます。

○消防長（横井 勤君）

それでは、続きまして消防費について御説明を申し上げます。

9款消防費の1項消防費、1日常備消防費、19節負担金、補助及び交付金におきまして、海

部地方消防指令センター負担金2,129万2,000円の減額をお願いしておりますが、通信指令台などの消防通信指令設備事業費の確定により減額するものでありますので、よろしく願いいたします。

続きまして、教育部長より御説明申し上げます。

○教育部長（水谷 勇君）

続きまして、教育費に関するものを説明させていただきます。

歳出につきましては、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費で、県からの委託事業として、草平小学校において特別支援教育課程研究事業が委嘱されておりました。学校教育研究委嘱校委託事業として県の委託金が確定されました。その関係で補正をお願いするものでございます。

歳入として12ページに、14款県支出金、3項県委託金、5目教育費県委託金で4万円を受け入れ、一般財源を減額させていただくものでございます。

以上で、平成24年度一般会計補正予算の説明をさせていただきましたので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第24・議案第21号（提案説明）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、日程第24・議案第21号：平成24年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○市民生活部長（五島直和君）**

議案第21号：平成24年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、事業勘定におきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,791万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ81億8,219万5,000円とするものであります。

それでは、補正の内容について説明させていただきます。

最初に事業勘定の歳入について御説明させていただきますので、お手数ですが、補正予算書6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、前年度繰越金の精算といたしまして2,791万6,000円を追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、はねていただきまして8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目準備基金積立金には、準備基金積立金といたしまして2,791万6,000円の同額の追加をお願いするものでございます。

はねていただきまして、直営診療施設勘定の補正でございますが、補正予算書の最後の5ペ

ージ、6ページをごらんいただきたいと思います。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目運営準備基金繰入金におきまして、診療所運営準備基金からの繰入金965万1,000円を減額いたしまして、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金におきまして、前年度繰越金の精算といたしまして965万1,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・議案第22号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第25・議案第22号：平成24年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

議案第22号：平成24年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,959万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,600万4,000円とするものでございます。

7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございますが、7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金でございますが、1節利子及び配当金で、基金利子、介護給付費準備基金預金利子でございますが、5万円補正をさせていただくものでございます。

9款の繰越金でございます。1項繰越金、1目繰越金でございますが、前年度精算に基づきまして、繰越金7,954万8,000円の補正をさせていただくものでございます。

1枚はねていただきまして、歳出でございますが、4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金でございますが、25節積立金といたしまして、介護給付費準備基金積立金として7,959万8,000円を積み立てさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第26・議案第23号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第26・議案第23号：平成24年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（加賀 裕君）

議案第23号：平成24年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について御



説明させていただきます。

まず、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ115万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,061万5,000円とするものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

まず、事業の精査確定によりまして、1款では農業集落排水事業等分担金537万2,000円の減額でございます。

また、3款の基金預金利子でございますが、58万9,000円の減額をさせていただいております。

4款、農業集落排水事業等基金繰入金としまして、3,316万4,000円の減額をお願いしております。

5款繰越金1,820万3,000円、6款、雑入1,976万6,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出でございますが、農業集落排水事業費の減額としまして3,275万4,000円、コミュニティ・プラント事業費としまして182万円の減額をお願いし、3款の基金積立金としまして3,341万8,000円の積み立てをするものでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第24号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第27・議案第24号：平成24年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（加賀 裕君）

議案第24号を御説明申し上げます。

平成24年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,185万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,516万9,000円とするものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

事業費の精査及び確定によりまして、歳入では、1款、下水道事業受益者負担金、区域外の流入分担金、受益者負担金で1,113万9,000円の増額、2款でございますが、使用料及び手数料では401万5,000円の減額でございます。

また、3款の社会資本整備総合交付金では、3,700万円の減額でございます。基金繰入金としまして、26万円の増をお願いするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

前年度繰越金6,573万7,000円、雑入としまして、22万7,000円の増。

また、9款の下水道債では4,820万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、12ページ、13ページの歳出をお願いいたします。

まず、1款の公共下水道事業基金積立金でございますが、6,599万8,000円を計上させていただきました。

3款の水道管移設等補償費でございますが、こちらのほうは6,000万円の減額をお願いするものでございます。

4款の日光川下流域下水道事業費でございますが、こちらのほうは1,785万円の減額をお願いするものでございます。

○議長（加賀 博君）

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時30分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第28・議案第25号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第28・議案第25号：平成25年度愛西市一般会計予算についてを議題といたします。提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（山田喜久男君）

それでは、議案第25号：平成25年度愛西市一般会計予算について御説明をさせていただきます。

説明につきましては、御配付させていただいております平成25年度当初予算案の概要書に基づきまして、順次御説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、概要書の2ページ、3ページをお願いいたします。

平成25年度の一般会計の総額につきましては、歳入歳出それぞれ209億2,100万円となり、前年度当初予算額に対しまして1.3%の減となりました。なお、25年度一般会計当初予算につきましては、冒頭の市長の御挨拶にもありましたように、当年度が市長の改選期ですので骨格予算とし、基本的に義務的経費及び緊急性や継続性のある経費を中心に計上させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

それでは、主な内容について、まず歳入から御説明いたします。

初めに、市税の関係につきまして総務部長より御説明申し上げます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、私のほうから1款の市税の関係から御説明を申し上げます。

概要書の2ページの市税の欄へお目を通していただきたいと思います。

市税の予算額につきましては、66億5,090万1,000円を今回計上いたしました。内容について

触れさせていただきます。

市民税におきましては、御案内のとおり景気低迷による個人分、あるいは今回税法の改正によります実効税率の引き下げによる法人分に係る税収減ということを勘案いたしまして、市民税につきましては、予算書のほうをごらんいただきますとわかりますように、減額計上という形で見込み計上をさせていただきました。

固定資産税におきましては、家屋の新增築分の増加を見込み、また市たばこ税は前年度実績を踏まえ、それぞれ増額計上をさせていただいております。したがって、市税といたしましては、前年度比プラスもあればマイナスもあるという中で0.2%減という状況に相なったわけでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、2款以降の歳入につきまして、再度企画部長のほうから説明を申し上げます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

私のほうから市税以外の歳入につきまして、主な内容の御説明をさせていただきます。

第2款地方譲与税から第8款地方特例交付金までは、地方財政計画や国・県の試算に基づきまして前年度の実績を勘案し、それぞれ計上させていただいております。

第9款の地方交付税につきましては、国においては、基準財政需要額で市町村は対前年比0.5%減とされておりますけれども、臨時財政対策債関連の不透明感や平成24年度の予算額と決算見込みの差額及び過去の実績なども踏まえまして、対前年度比3.7%増の51億円を計上させていただいております。

次に、第11款分担金及び負担金から第14款県支出金までの各事業の特定財源となる歳入につきましては、各算定基準に基づき、算出された金額を計上いたしております。

第17款繰入金につきましては、財源調整のため、財政調整基金より11億4,594万7,000円を初め、他の4基金より対前年比33.9%減の13億144万3,000円を計上いたしました。

最後に、第20款市債でございますが、13億円の臨時財政対策債及び統合庁舎整備事業など、4事業に充当する合併特例債で対前年比10.6%増の19億3,230万円を計上させていただきました。

以上で、歳入の主な内容の御説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の主な内容につきまして、順次御説明いたします。

最初に、総務部長より御説明いたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、歳出の関係に入らせていただきます。

概要書の4ページ、5ページをお開きください。

歳出の関係につきましては、主なものについて説明を申し上げます。

まず、2款の総務費の関係で人事秘書課の関係でございます。1目一般管理費におきまして、その中段から下段のほうに補助という区分がございますが、この一般管理費において御案内のとおり、4月に開局されますコミュニティFM放送局の運営費補助金として441万1,000円を計上いたしました。

次に6ページをお開きください。

7項の防災費の関係でございます。3目被災地支援費におきまして、これは前年度、24年度に引き続きまして愛知県市長会からの要請によりまして、被災地へ派遣する職員の旅費、それから住宅借上料というものを必要経費ということで新規に計上させていただきました。

次に総務管理費の関係でございます。

6ページでございますけれども、1目一般管理費の報償費におきまして、巡回バス運行検討委員会委員報償金という形で増額になっておるわけでございますが、これは委員会の回数の増によるものであります。

また、今回この予算計上に当たりまして、午前中の報酬、報償の定義区分ということを経済改革の折に申し上げましたけれども、そうした報酬、報償費の定義区分の整理をいたしまして、報償から報酬費に今回この予算については組み替えをしております。

続きまして、7ページの関係でございます。ごらんください。

1目の一般管理費の委託料、市有バス運行管理委託料の予算減ということで計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、立田のマイクロバスがちょうど20年を経過するというので、今年度廃止をするということで1台減による予算減ということで御理解をいただきたいと思っております。

それから巡回バスの調査委託料の関係でございますが、これは24年度に引き続きまして、巡回バス活性化のための業務調査費、引き続き調査を計上したいということで、前年度、24年度に引き続き、調査費を計上させていただきました。

続きまして、6目の財産管理費の関係でございます。

委託料におきまして、普通財産の売却処分のための不動産鑑定等委託料、25年度は3筆予定しております。また、年間50キロワット以上の電力契約をしております一部の公共施設、約33施設を対象といたしますけれども、この電力の調達先を新電力、いわゆる特定規模電気事業者に切りかえるための新電力調達調整委託料ということで新規に計上させていただきました。

また現在、立田、佐織の庁舎に保管をしておりますPCB、今回ですと高圧コンデンサになるわけでありまして、これが25キログラム、それから39キログラムと、この2基について処理をしたいということで、その処理費用に係る委託料ということで計上させていただきました。

次に8ページをお開きください。

7目の統合庁舎整備費の関係でございます。これは、今回補正予算でもお願いしておりますように、統合庁舎整備計画の見直しに伴いまして、継続費の補正により、25年度年割額で決めました設計、工事監理委託料、また改修工事費、25年度は会議室等の解体工事と増築等の建設工事に入るという内容でございますが、その改修工事費の予算を計上させていただきました。

また、あわせまして駐車場整備工事費、25年度は用地買収が終わりますれば、工事として造成工事を計画しております。それに係る予算という形で計上させていただきました。

それから、13目のふるさとづくり事業推進費でございます。これは1,000万円ほど減額にな

っておりますけれども、24年度の実績を勘案し、減額という予算で計上させていただきました。

次に、8ページから9ページにかけて選挙費の関係であります。

25年度予定をされております参議院議員通常選挙、あるいは4月に予定をされております市長選挙、市議会議員の補欠選挙、また3つの土地改良区総代選挙に係る予算を計上させていただきました。

次に、9ページでございますが、安全対策課の関連予算でございます。

9ページの報酬の地域安全相談員、下段のほうの交通指導員、それから次のページにまたがりますけれども防災活動専門員の報酬の計上に当たりましては、先ほども申し上げておりますように、いわゆる予算計上に当たり、報酬と賃金ですね、24年度は賃金に計上してありましたので、賃金の定義区分をきちっと整理いたしまして、7節の賃金より今回報酬のほうに組み替えたということで整理をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それからちょっと戻っていただきまして、9ページの関係で需用費修繕料の予算減につきましては、24年度、いわゆる高度情報通信ネットワーク、あるいは防災無線、このバッテリーといえますか蓄電池の予算、事業に相当予算形状的なものを盛り込んだ関係で24年度で終了したということで予算減ということになっております。

それから、11ページの関係であります。

11ページのちょうど中ほどに工事費という形で防災備蓄倉庫用地造成工事ということで551万3,000円計上させていただきました。この用地につきましては、寄附採納を受けた土地でありまして、場所につきましては森川町地内にあります。その寄附採納を受けた土地の有効活用という形で防災備蓄倉庫の用地として有効活用を図りたいということから、まずは造成をする経費ということで、工事費を25年度で計上させていただきました。

ちょっとここで触れさせていただきますけれども、防災倉庫の建設はどこにあるんだという話になりますけれども、実は現在、森川町地先、これは立田輪中排水機場下流部に位置をします。そこに海部・津島水防事務組合が管理する水防倉庫がございます。ちょうどその水防倉庫の位置がすり鉢状の状態、大雨が降ると絶えず水につかるような状態が家屋から生じておったということで、今回、私どもが寄附採納を受けた土地を造成するに当たって、その代替施設ということで海部・津島水防事務組合が、その備蓄倉庫については整備をするということで、きょう現在まで協議といえますか調整ができております。なおかつ、海部・津島水防事務組合の議会でこの件については了承されておるということでございますので、御承知をいただきたいというふうに思っております。

それから、ちょっと飛びますけれども、15ページをお開きいただきたいと思っております。前後して申しわけありません。

15ページの関係につきましては、税務課の関係でございます。

2目賦課費におきまして委託料の関係でございますが、不動産鑑定委託料において、平成27年度評価がえに係る鑑定評価を実施するということで増額計上となっております。評価地点数は205ポイントを予定しております。そういった関係で予算が増額となっておりますので、御

理解いただきたいと思います。

それとあわせまして、3目の徴収費の関係でございますが、これは徴収嘱託員の報償費につきましては、先ほど来申し上げておりますように、予算計上に当たり、いわゆる報償費と賃金の定義区分を今回25年度予算計上に当たり整理をいたしました。そういった関係で組み替えたということで御理解をいただきたいと思いますというふうに思っております。

総務関係につきましては、以上です。

続きまして、企画部長のほうから御説明を申し上げます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、私のほうから企画部所管の主な歳出について御説明をさせていただきます。

総務部と前後して大変恐縮でございますが、12ページへお戻りいただきたいと思います。概要書の12ページをお願いいたします。

企画費の委託料で、24年度に引き続き自治基本条例制定に向けた業務支援委託料として計上をさせていただきます。

次の統計調査費の関係ですけれども、統計調査費では、5年ごとに行われます住宅・土地統計調査費としまして414万5,000円を計上させていただきます。

その下の基金費の関係ですけれども、各基金の利率を平成24年度におきましては0.35%を見込んで予算計上させていただいておりましたけれども、25年度におきましては0.25%、0.35%から0.25%へ下げて計上をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

以上、企画部所管の説明とさせていただきます。

続きまして、福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、福祉部所管に係る主なものについて御説明をさせていただきます。

19ページをごらんいただきたいと思います。

報償費の一番下の段でございますが、社会福祉法人指導監査事務補助員報償費でございます。

社会福祉法人の所管につきましては、従来県が行っておりましたが、平成25年4月1日から主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事務が市の区域を超えないものについては、その所在する市が所管することとなりました。その事務の一つとして法人の監査があるわけですが、その監査事務を公認会計士等の指導を経て実施していきたいと思っております。その費用でございます。

21ページをごらんいただきたいと思います。

下から3段目でございますが、障害者虐待等一時保護委託料でございますが、平成24年10月1日に障害者虐待防止法が施行されまして、市町村が虐待の通報を受けて、その障害者支援施設等へ緊急的に保護することが必要になった場合の委託料を計上させていただきます。

その下の手話奉仕員養成講座委託料でございますが、障害者の地域生活支援の一環として、障害者に対する意思疎通支援を行う者を養成する事業を実施する必要があります。愛知県聴覚障害者協会に委託をいたしまして要請をするものでございます。

22ページごらんいただきたいと思います。

上から3段目でございますが、障害者虐待等居室賃借料でございますが、障害者の虐待に対応するために、事前に緊急一時保護用の居室を確保しておくものでございます。

同じく22ページの中ほど、負担金の一番下の欄でございますが、平和市長会議の負担金でございます。昨年加入をいたしました平和市長会議の負担金でございます。

24ページをごらんいただきたいと思います。

24ページ下から4段目、総合支援医療費（育成医療）でございます。身体に障害のある18歳未満の医療費の助成でございますが、従来、県が行っておりましたが、市の事務となりましたので予算を計上させていただいたものでございます。

それから25ページの扶助費の中段でございますが、障害者総合支援給付費でございます。生活介護ですとか就労継続支援などのサービスの利用者が増加をいたしましたことによりまして、予算額を増額させていただいております。

同じく25ページの障害児通所支援費、一番下の段でございますが、予算としてはここには計上されておられません。人件費でございますが、この障害児通所支援費と申しますのは、未就学の幼児の療育を実施する「あいさいわかば」の予算でございますが、現在、正職員2名、これは保育士でございますが、2名と臨時職員で担当しておりますが、来年度、正職員で臨床心理士1名を増員させていただくものでございます。臨床心理士につきましては、専門的な立場で発達を、運動面、基本的な生活習慣や対人関係などの社会面、発語や言語理解などの言語面などの領域別にどういったレベルにあるのかということ进行分析してもらったり、母親のカウンセリング、あるいは保育園等の相談などに、保育士とは違った立場で助言をすることになります。

それから26ページをごらんいただきたいと思います。

同じく障害児通所支援費の下段の扶助費でございます。障害児通所給付費でございます。新規の利用、あるいは放課後デイサービスの利用などが増加をいたしておりますので、予算を増額させていただいております。

その下の児童発達支援事業利用者負担助成金でございます。児童発達支援事業所で療育が進みますと、次のステップとして保育園などを併用して利用することになります。そうしますと、児童発達支援事業所の利用者負担金と保育料の両方を支払うことになりますので、そういった場合には、児童発達支援事業所の利用者負担金を助成いたしまして、保護者の負担の軽減を図るものでございます。

27ページから生活保護費の関係になるわけですが、2目の生活扶助費でございますが、生活保護世帯が増加をしておりますので、こちらのほうも増額をさせていただいたものでございます。

はねていただきまして、29ページから32ページにかけまして老人福祉費になるわけですが、こちらにつきましては、実績等を踏まえまして、それぞれの福祉サービスの予算を増減いたしております。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと思います。

上から2段目、負担金の民間保育所運営負担金でございますが、こちらにつきましては、委託料から負担金のほうに移管をいたしております。

35ページをごらんいただきたいと思います。

委託料のところでございますが、児童クラブ室増設工事監理、それからその下の工事請負費の児童クラブ室増設工事でございますが、26年度から児童クラブを6年生まで拡大することに伴います8つの児童館、子育て支援センターについて、増築を行うための必要な経費を計上させていただきます。

同じく35ページのその下の土地購入費でございますが、草平児童館の東に隣接する用地でございますが、もともと駐車場として借りていたものでございますけれども、このたび購入できることになりましたので、児童クラブ室の増築に活用していきたいというふうに考えているところでございます。

福祉部関係につきましては、以上でございます。

続いて、市民生活部長から御説明申し上げます。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

市民生活部の所管に係る主なものについて御説明させていただきます。

お手数ですが、概要書の16ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

市民課に関する部分でございますが、上段の1目戸籍住民基本台帳費の委託料におきまして、戸籍総合システムリプレイス作業委託料として平成25年度末のリース期間が満了いたします。それに伴いまして、戸籍システムの機器入れかえに関連してシステムの再構築等を行うという関係の経費を計上させていただきました。

次にページが進みますが、36ページをよろしくお願いします。

保険年金課に関する部分でございますが、下段の3目保険年金費の委託料におきまして、プログラム修正委託料としまして、届出書の電子媒体化のためのプログラム修正というような予算を計上しております。

次に、37ページをお願いいたします。

中段の5目後期高齢者医療費におきまして、療養給付費負担金で後期高齢者医療費の公費負担のうち、市負担分5億3,236万4,000円を計上しております。

その2行下で後期高齢者医療特別会計への繰出金も計上させていただきました。

はねていただきまして、38ページをごらんいただきたいと思います。

6目福祉医療費におきまして、子ども医療扶助費並びに母子家庭等医療扶助費でございますが、実績等を踏まえまして、減額の計上をさせていただきます。

次に、環境課に関連いたします部分でございます。

概要書の39ページをごらんいただきたいと思います。

中段の4目環境衛生費におきまして、総合斎苑指定管理委託料でございますが、津島市分の受け入れに伴いまして、燃料費等を増額させていただきました。

その2行下で住宅用太陽光システム設置整備事業補助金につきましては、1キロワット当た



り3万円の助成額としては変わりありませんが、10件分の増額をいたしまして、少しでも多くの市民の方に御利用いただけるようにとさせていただきます。

はねていただきまして40ページをごらんいただきたいと思います。

1目のごみ処理費におきまして、中段下の海部地区環境事務組合負担金として償還額等の減少等がありますが、そういうものに伴いまして、予算額の減額をさせていただきました。

次に42ページ、こちらは健康推進課に関する部分になります。

2目予防費におきまして、委託料で個別予防接種委託料として1億7,173万5,000円と増額の計上をしておりますが、この内訳の中には、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成の科目の組み替えというものが含まれての増額ということになっております。

43ページをごらんいただきたいと思います。

がん検診委託料でございますが、こちらにつきましても、実績等を踏まえまして減額の計上となりました。

はねていただきまして44ページをお願いします。

委託料の行の中で、一番最後になりますが、真ん中下段、愛西市健康日本21計画策定委託料ということで、こちらは第2次の計画の策定の予算を計上させていただきます。

最後になりますが、47ページをごらんいただきたいと思います。

3目の母子衛生費の1行目で、未熟児養育医療給付費負担金として、こちらは平成25年度より、県からの権限移譲に関連しまして400万円の予算を計上させていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

次は、経済建設部長より御説明申し上げます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

それでは、経済建設部関係の主な事業について御説明させていただきます。

経済課所管となります概要書の49ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費におきまして、農業委員報酬の見直しをさせていただきます。

50ページの3目農業振興費におきまして、新規就農者への給付金として6名分を計上させていただきます。

5目の農業土木費でございますが、湛水防除事業の負担金、51ページの地盤沈下対策事業負担金として、県事業の負担金として計上させていただいております。

次に、52ページをお願いいたします。

7目水田農業対策費におきまして、生産調整助成金として計上いたしております。これにつきましては、麦、大豆の集団転作、そして加工用米の助成金として計上させていただいております。

次に、53ページをお願いいたします。

建設課所管となります6款農林水産業費、1項農業費、5目農業土木費補助金でございますが、土地改良施設整備事業でございます。土地改良事業の補助金として計上させていただきます。

した。

7款商工費、1項商工費、これにつきましては経済課の所管でございますが、2目の商工振興費におきまして、商工会の健全な育成のため、商工会への補助金として、また観光事業の振興のために観光協会への補助金として計上させていただいております。

次に、55ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費におきまして、地域内の側溝、舗装工事として計上させていただいております。

次に、2目の道路新設改良費におきまして、道路改良工事として、また土地購入費といたしまして計上をさせていただいております。

次に、56ページをお願いいたします。

都市計画課の所管といたしまして、3項都市計画費、1目都市計画総務費におきまして、委託料として佐屋駅周辺整備計画のための現況調査を計上させていただいております。

次に工事関係でございますが、勝幡駅周辺整備事業の最終年度の工事費として計上させていただきました。

次に補助金でございますが、民間木造住宅耐震改修費として、また住宅内の安全な場所を確保するために、弱者を対象に耐震シェルター、防災ベッドの設置費として予算計上させていただいております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、消防長から御説明を申し上げます。

#### ○消防長（横井 勤君）

それでは、9款消防費について、主なものを御説明させていただきます。

57ページをごらんください。

1目常備消防費であります。需用費の下段にあります救急関係では、救命講習関係として44万1,000円を計上しておりますが、AED取り扱いを含めた救命講習に、昨年新たに救命入門コースが加えられまして、受講者の目標を1,500人として市民の救命率向上を目指しております。

1枚はねて58ページをごらんください。

中ほどにあります需用費の庁舎修繕で215万9,000円を計上しておりますが、施設及び庁舎の経年劣化により、本署グラウンド照明等の修繕をお願いするものであります。

1枚はねていただきまして、60ページをごらんください。

負担金で下段にあります海部地方消防指令センターの負担金785万7,000円につきましては、この4月から指令センターの運用を行いまして、連関の維持管理費及び平成26年度の消防デジタル無線整備に向けたデジタル無線実施設計の負担金額を計上しております。

61ページの2目非常備消防費では、旅費の費用弁償を927万9,000円計上しておりますが、来年度に県操法大会へ愛西市消防団が出場いたしますので、前年より90万円ほど増額をお願いしております。

下段にあります需用費の消耗品費で675万2,000円を計上しておりますが、ホース等の消耗品のほかに、団員の災害活動時における安全対策装備品として安全手袋や救命胴衣の配備をするためお願いしております。

1枚はねていただきまして62ページをごらんください。

下段の3目消防施設費の工事費では、耐震性防火水槽2基、消火栓10基を新設して、消防水路充実を図りたく、お願いしております。

消防費につきましては、以上であります。

続きまして、教育部長から御説明申し上げます。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

それでは、10款教育費の主なものについて御説明を申し上げます。

概要書63ページをごらんいただきたいと思います。

第1項教育総務費、1目の教育委員会費であります。小・中学校児童生徒の授業や学校生活の支援として、外部講師による情報教育アドバイザー、特別非常勤講師の賃金並びに特別支援教育支援員配置委託料として、発達障害など特別な教育的支援が必要な児童・生徒の学校生活の支援として特別支援教育支援員を配置する経費を計上させていただいております。

また、2目事務局費のシステム借上料でございますが、小・中学校の教師用パソコンの更新を24年度に行いました。その関係で機器及びシステムに係る経費を計上させていただいております。

はねていただきまして、小学校費並びに中学校費の項でございますが、平成24年10月22日に立田村祭壇運営協議会様より、立田地区の小学校、中学校へ学校教育環境の充実のためということで598万円強の寄附金がありましたので、立田地区の小・中学校の備品購入費並びに学校施設整備工事に充当させていただいております。

2項の小学校費の1目学校管理費でございますが、65ページの工事請負費で災害時における児童生徒の学習、生活の場である校舎、教室の安全性を確保するため、ガラスの飛散防止対策として、全小学校13校に飛散防止フィルムを張る工事費1億8,888万4,000円を計上させていただきました。

また、67ページの3項中学校費、1目学校管理費の工事請負費でございますが、佐屋中学校グラウンドの防球ネットが経年劣化し、また高上げが必要でございますので、改修工事を計画させていただきましたので、よろしくお願いたします。

また、公共下水の供用開始区域になりまして、公共下水道受益者負担金を小学校費、中学校費の負担金で各施設分を計上しております。

次に、69ページの5項保健体育費、3目学校給食管理費でございますが、学校給食センター維持管理運営委託料1億7,471万9,000円、並びに学校給食調理等委託料8,865万2,000円を計上させていただきました。

はねていただきまして、72ページの4項社会教育費、3目文化会館運営費でございますが、24年度に引き続き、舞台、吊物機構の改修工事を計上させていただいております。

次に、文化財費でございますが、25年度、26年度の2年連続で国選択文化財調査として「尾張西部のオコワ祭」の調査研究として、記録、映像作成をあま市と合同で調査するため、2市で調査委員会の負担金を計上させていただきました。

続きまして、1枚はねていただきまして74ページをお願いします。

2目体育施設運営費の工事請負費でございますが、体育施設の指定管理委託料並びに親水公園総合体育館のトレーニングルームにおける電算システムが情報管理課の所管から社会教育課に移管されましたので、システム保守、システム借上料を計上しております。

また、負担金において公共下水の供用開始区域になり、公共下水道受益者負担金を佐屋スポーツセンター、中央図書館分を計上しておりますので、よろしくをお願いします。

以上が教育費の主な事業でございます。

これをもちまして、平成25年度一般会計予算の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・議案第26号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第29・議案第26号：平成25年度愛西市土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

引き続き概要書の76ページ、77ページをお開きください。

議案第26号：平成25年度愛西市土地取得特別会計予算について、内容について御説明を申し上げます。

予算額につきましては、前年と同額の歳入歳出それぞれ3億200万円を計上させていただきました。

歳出におきましては、いわゆる公共事業用として先行取得ができる物件が生じた場合、その土地の購入費と基金から生じた利息を積み立てるという予算の内容でございます。

そして、歳入の関係につきましては、基金利息並びに諸収入として、いわゆる土地開発基金からの借入金を財源として予算計上を図っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第30・議案第27号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第30・議案第27号：平成25年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（五島直和君）

それでは、議案第27号：平成25年度愛西市国民健康保険特別会計予算について御説明させていただきます。

引き続き、概要書78ページ、79ページをごらんいただきたいと思います。

まず事業勘定の関係でございますが、こちらの予算総額につきましては76億7,569万6,000円で、前年度比102.4%となっております。

歳入につきましては、国民健康保険税は前年と同様の税率で、また国庫・県支出金、交付金などは所定の算定基準に基づきまして計上させていただいております。

歳出につきましては、2款保険給付費は、医療費の増加傾向を踏まえて52億1,730万1,000円で、前年度比101.1%、それから7款の後期高齢者支援金等は10億4,050万8,000円で、前年度比111.5%と増額をしております。

1枚はねていただきまして、80ページで1カ所説明させていただきます。

中段ですが、2項徴税費の1目賦課徴収費のところで報酬と報償費というのがございます。こちらにつきましては、科目の組み替えということで、前年度は7節賃金のほうに組んでおりましたのを、今回科目の組み替えをさせていただきました。

続きまして、直営診療施設勘定でございますが、86ページになります。よろしくお願ひします。

こちらの総額でございますが、1億5,461万4,000円で、前年度比は95.4%となっております。

理由といたしましては、歳出におきまして、総務費の人件費に係る分の減額が主なものでございます。

以上、よろしくお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第31・議案第28号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第31・議案第28号：平成25年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（五島直和君）

続きまして、議案第28号：平成25年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について説明させていただきます。

引き続き概要書の90ページをごらんいただきたいと思います。

予算総額につきましては6億7,632万8,000円で、前年度比103.5%となっております。

内容といたしましては、歳出におきまして、2款の後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、保険料関係分の負担金が6億6,653万6,000円と、これが予算のほとんどを占めております。

以上です。よろしくお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第29号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第32・議案第29号：平成25年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、平成25年度愛西市介護保険特別会計の当初予算について説明をさせていただきます。

92ページ、93ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ40億5,423万1,000円でございます。前年度比105.7%となっております。

主な内容でございますけれども、96ページ、97ページをごらんいただきたいと思います。

96ページが保険給付費、97ページが予防給付費でございます。両支出で全体予算の97%を占めておるところでございます。介護保険事業計画、あるいは高齢者の推移、給付の実績等踏まえまして計上をさせていただきました。

続きまして、98ページ、99ページでございますが、介護予防事業費、包括的支援事業につきましては、地域包括支援センターの予算でございますが、実績等踏まえまして計上をさせていただいております。

続きまして、100ページ、101ページをごらんいただきたいと思います。

サービス事業勘定でございます。歳入歳出ともに4,045万円でございます。

この予算につきましては、要支援の認定者の予防給付に係りますケアマネジメント委託料が主な予算となっております。実績等踏まえまして、計上をさせていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第30号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第33・議案第30号：平成25年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（加賀 裕君）

議案第30号：平成25年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について御説明させていただきます。

概要書の102ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額としまして8億6,518万4,000円を計上させていただきました。前年比2.7%の増となっております。

主な事業内容について説明させていただきます。

103ページをお願いいたします。

まず、1目の農業集落排水事業費の委託料としまして、システム改良等に伴います納付書等作成委託料として515万4,000円、また処理施設機能強化計画審査委託料としまして、新規に400万円計上させていただきました。

内容につきましては、西保地区の農業集落排水の施設の老朽化に伴います国の補助を受けるため、採択申請の作成を委託するものでございます。

また、2目の施設管理費でございますが、委託料としまして、処理場機器修繕設計業務委託料として273万円新規に計上させていただきました。

内容につきましては、コンサルタント業務に設計業務委託をお願いするものでございます。それに伴います工事につきましても2,725万8,000円計上させていただきました。

104ページのコミュニティ・プラント事業につきましては、前年と同様の金額を計上させていただきました。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第34・議案第31号（提案説明）

##### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第34・議案第31号：平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（加賀 裕君）

議案第31号：平成25年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について御説明させていただきます。

概要書の105ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額としまして17億5,020万2,000円、前年比4.7%の増でございます。

主な事業について御説明させていただきます。

106ページをお願いいたします。

まず委託料でございますが、電算機器保守委託料としまして611万円計上させていただきました。

内容につきましては、下水道料金受益者負担金・分担金システムの滞納管理機構強化及び海部南部水道のシステム改修に伴います増額となっております。

続きまして、107ページをお願いいたします。

一般管理費でございますが、補助金、浄化槽雨水貯留施設転用費として300万円計上させていただきました。転用工事に伴います費用の一部補助でございます。

続きまして、2款公共下水道管理費としまして、委託料、公共下水道台帳等作成委託料として671万円計上させていただきました。

内容につきましては、前年度の管路延長を台帳に追加修正するものでございます。

続きまして、108ページをお願いいたします。

4款流域下水道事業費の負担金でございますが、日光川下流流域下水道事業推進協議会4万3,000円でございますが、前年より1,904万1,000円の減額となっております。

内容につきましては、日光川下流流域下水道の最終処理場に係る周辺対策に要する費用、こちらのほうが平成24年度までとなっておりますので減額となっております。

続きまして、日光川下流流域下水道維持管理費でございますが、6,132万3,000円、前年に比べて1,054万5,000円の減となっております。

内容につきましては、供用開始から4年になりまして、県処理場への流入汚水量が安定となりましたので、不明水の減衰に伴うものでございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第32号（提案説明）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第35・議案第32号：平成25年度愛西市水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（加賀 裕君）

続いて、議案第32号をお願いいたします。平成25年度愛西市水道事業会計予算について御説明させていただきます。

水道事業につきましては、大変恐縮でございますが、予算書の203ページのほうをお願いいたします。

第1条でございますが、総則としまして、平成25年度愛西市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条としまして、業務の予定量は次のとおりとしまして、給水戸数でございますが、9,898戸、前年比に比べて73戸の増となっております。

年間総給水量でございますが、320万立方メートル、前年比に比べて5万立方メートルの減でございます。

1日平均の給水量でございますが、8,767立方メートル、こちらのほうでございますが、対前年比に比べまして137立方メートルの減でございます。

第3条、収益的収入及び支出でございますが、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりでございます。

収入としまして、第1款第1項営業収益として4億3,973万円、2項営業外収益としまして211万円、そして第3項特別利益としまして1万3,000円、支出としましては、第1款第1項営業費用としまして4億7,221万8,000円、第2項営業外費用としまして1,345万1,000円、第3項特別損失としまして300万4,000円、第4項予備費としまして500万円とする予算を組ませていただきました。

続きまして、204ページをお願いいたします。

第4条で資本的収入及び支出でございますが、収入としまして、第1款第1項分担金900万8,000円、第2項工事負担金9,800万円、第3項他会計出資金140万5,000円、支出としまして、第1款第1項建設改良費2億1,910万7,000円、第2項企業債償還金1,727万9,000円を計上させていただきます。

なお、資本的収入が資本的支出に対しまして不足しております1億2,797万3,000円につきましては、積立金876万1,000円、過年度分の損益勘定留保資金としまして1億945万円、また当年度分の消費税、資本的収支調整額976万2,000円で補填するものでございます。

次の第5条では、一時借入金の限度額を2,000万円とするものでございます。

次の第6条でございますが、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員の給与費としまして5,968万1,000円上げさせていただきます。

次の第7条でございますが、たな卸資産の購入限度額を535万4,000円と定めるものでございます。

続きまして、申しわけありません。予算書の207ページのほうへお願いいたします。

207ページでございますが、実施計画、資金計画、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書の掲載でございますが、お目通しのほどお願いします。申しわけありませんでした。

続きまして、主な事業内容について概要書に沿って説明させていただきます。

110ページをお願いいたします。

内容につきましては、前年と大きく変わっておりませんが、ふえておるものは、原水及び浄水費の修繕費で、佐織中部浄水場の高圧受電盤機器修繕としまして55万6,500円を計上させていただきます。

また大きなものとしまして、111ページの受水費としまして1億9,976万9,000円の県営水道の購入費がございます。

次に114ページの資本的支出でございますが、主なものとしまして、建設改良費の工事請負費、公共下水道工事に伴います工事費、佐織中部浄水場配水ポンプの修繕費等でございます。2億659万3,000円を計上させていただきます。

また、営業設備費でございますが、定期取りかえのための量水器の支払いでございます。こちらとしまして509万9,000円を計上させていただきます。

115ページでは、車両運搬具でございますが、軽トラックの買いかえに伴います費用としまして80万1,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第36・選挙第1号

### ○議長（加賀 博君）

次に、日程第36・選挙第1号：海部地区急病診療所組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（服部秀三君）

それでは、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について御説明いたします。

海部地区急病診療所組合議会議員には、現在、吉川三津子議員、前田英美子議員に御活躍いただいておりますが、任期満了日が平成25年3月31日となっております。そのため、今回改選をお願いするものでございます。

なお、任期は平成27年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・選挙第2号

○議長（加賀 博君）

次に、日程第37・選挙第2号：海部地区水防事務組合議会議員の選挙について（議会選出）を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（服部秀三君）

それでは、海部地区水防事務組合議会議員の選挙について御説明いたします。

海部地区水防事務組合議会議員には、現在、加藤敏彦議員、田中秀彦元議員に御活躍いただいておりますが、任期満了日が平成25年3月31日となっております。そのため、今回改選をお願いするものです。

愛西市選出の組合議員の定数は3名となっておりますが、議会選出の組合議員は2名となっております。

任期は平成29年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・選挙第3号

○議長（加賀 博君）

次に、日程第38・選挙第3号：海部地区水防事務組合議会議員の選挙について（市長推薦）を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（服部秀三君）

それでは、海部地区水防事務組合議会議員の選挙について御説明いたします。

資料につきましては、皆様のお手元に配付させていただいております。

組合規約第6条ただし書きによる組合議会議員には、現在、愛西市消防団の団長の石河靖雄氏に御活躍いただいておりますが、任期満了日が平成25年3月31日となっております。そのため、今回改選をお願いするものです。

なお、市長から現在、愛西市消防団団長の石河靖雄氏が推薦されております。

任期は平成29年3月31日まででございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（加賀 博君）

ここで休憩をとらせていただきます。再開は2時40分といたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・議案第19号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第39・議案第19号：防災情報通信ネットワーク整備工事契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

議案第19号：防災情報通信ネットワーク整備工事契約の締結について。

下記のとおり防災情報通信ネットワーク整備工事の契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。本日提出、市長名であります。

記といたしまして、1つ、契約の目的、防災情報通信ネットワーク整備工事。2といたしまして、契約の方法、指名競争入札。3といたしまして、契約金額、4億4,100万円。4といたしまして、契約の相手方、名古屋市中区錦1-11-20、沖電気工業株式会社中部支社でございます。5といたしまして、契約の工期、契約日の翌日から平成26年2月28日までの工期でございます。

提案理由といたしましては、防災情報通信ネットワーク整備工事契約の議決ということでお願ひをするものでございますので、よろしくお願ひをいたします。

なお、お手元のほうに19号の資料ということで入札執行調書、事前公表ということになっておりますけれども、今回、指名競争入札、電子入札により執行いたしました。

そして、あわせまして仮契約書の写しを添付させていただいておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（加賀 博君）

次に、議案第19号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

14番・加藤敏彦議員。

○14番（加藤敏彦君）

議案第19号について質問いたします。

今、説明がありました事前公表について、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、入札調書ですけれども、業者で結果として入札に参加したのは2業者、あとは辞退ということですが、辞退の理由はどのようなものであったのか。

予定価格に対して落札率が97.7%ではないかと思いますが、非常に何か公正な入札であったかという疑問を持つんですが、その点はどうか。

それから、今回は沖電気ということですが、愛西市でいきますと、立田、佐織は防災無線が整備されておりますが、どういう業者が立田、佐織では施工してきたのか。また、立田、佐織の事業に比べて、今回の価格としては比較してみてもうなのか。高いのか、安いのか。

それから建設場所が示されておりますけれども、建設箇所の数ですね、工事概要が示されておりますが、設置場所が確定したのかどうか。

佐織地区についてはふやすということですが、そういう説明が以前ありましたが、どこをふやしていくのか。

あと、工期ですけれども、来年の2月28日ですが、この放送開始はいつぐらいの予定なのかという点について、お尋ねをいたします。

○総務部長（石原 光君）

まず1点目の事前公表の関係でございますが、今回、先ほど申し上げましたように電子入札という形で実施をいたしました。お手元のほうに写しということで事前公表という1つの形でお示しをさせていただいておりますように、予定価格、最低制限価格については公表をいたしました。そういった関係で電子入札を執行したという状況でございます。

そして、入札結果として最終的に応札したのが2社だと。5社が辞退したという状況になっております。5社の辞退の理由につきましては、技術者の配置が困難という業者が2社ありました。そして、私どもの今回の入札に当たりまして、当然仕様書というものを一応示しております。今回は、機器の増設ということもありますので、参加者業者のほうからは、市の使用内容を満たすことができないということで辞退があったものであります。そういった理由でございます。

それから落札率について、今回97.7%ということで公正な入札であったかという御指摘でございますけれども、最終的には1つの結果という捉え方もありますけれども、算定あるいは積算に問題があるという捉え方はしておりません。そして、今回の1つの結果として、議員のほうからもお話がありましたようにデジタル無線、立田は当時デジタル無線を整備しております。その機器の増設という1つの工事の要素というものもありますので、最終的にはそういった落札価格になったのではないかなど。私どもとしては、少なくともその範囲の中での適正な価格ということで一応判断をしております。

それから、沖電気の関係でありますけれども、当時、立田が愛知県下、東海4県に先駆けてデジタルというものを取り入れたわけでありまして、ちょうどそのときに入札の業者は沖電気でございました。

佐織のお話でしたが、佐織が当時アナログで整備したときの業者については、申しわけありません、ちょっと今手元のほうに承知しておりませんので、後ほど一応お答えしたいというふうに思っております。

それから、最終的に今回のを比較してどうだったかというお話ですが、立田のときは28基の柱といいますか、それとあわせて機器の整備をしております。それと比較してどうかということになりますと、そのときは新規でありましたので、たしか具体的にここで数字で幾らということは、ごめんなさい、それについても、事前にそういったお話をさせていただければ、きちっとした数字は持っておりますけれども、また後ほどそれについてはお答えをしたいというふうに思っております。

それから、建設箇所の問題でありますけれども、この内訳書のほうにもそれぞれ概要という形でお示しをさせていただいております。特に、佐織地区について増設するという話もしたわけではありますが、現在、佐織地区のアナログは8本ですよ。今回のこの工事の内容は、佐織地区については新規として22本のアンテナを設置します。アンテナだけではありません。スピーカー、それから当然スピーカーにボックスといいますか、機器的なものも設置をすることになっております。ですから、最終的には既存のアナログ8本と合わせますと36本が佐織地区に設置される計画になるんじゃないかなと。ちょっと詳細については、担当課長のほうからその分については説明させます。

それから開始の関係であります。工期が今回のスピーカー等の柱の工事については、先ほど申し上げましたように26年の2月という形で工期的に進めるわけではありますが、ただ御案内のとおり、庁舎の整備の関係があります。本格的な運用ということになりますと、当然増築棟が完成し、それとあわせて2期工事という形で次年度以降も、この工事についてはお願いをしていかなければなりませんので、本格的な運用開始については増築棟が完成し、それとあわせた状況の中で放送開始というようなスケジュールになってくるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○総務部次長兼安全対策課長（小澤直樹君）

先ほどの加藤議員の御質問の中で設置場所等の御質問、もう少し詳しく説明をさせていただきます。

本数につきましては、入札執行調書に書いてございます本数でございます。佐屋地区で37、八開地区で19、佐織地区で22でございます。先ほど部長が申し上げましたように、立田地区につきましては、既設として28基でございます。それから、佐織地区につきましては、既設として8基でございますので、佐織については22足す8で、将来的には30基の設置ということになります。

それで、設置場所について決まっているのかという御質問ですが、昨年、地元のほうにこういう場所に設置をしたいということでお伺いをさせていただきました。その中で、当初、合計119本ということをお知らせしておりましたが、どうしても調整等とれないという部分もござい

まして、先ほどの立田の28、佐織の8、含めまして、将来的には合計114基、市内全域で114基の設置になる予定でございます。

場所については、全て確定しておるのかという部分ですが、実はまだ一部決定というところまで至っていないところもございしますが、早々にここという場所を確定していただきたいということをお願いはしてございます。

それから、もう1つ、その場所についてでございますが、できればちょっとホームページをのぞいていただきますと、ここの、要は総合防災の関係で、こんな内容で事業を考えておりますという情報を実は掲示してございます。その中に大体この辺ということで、愛西市の地図に黄色の丸でポツをつけた地図を出しております。もしお時間がありますようでしたら、ごらんいただければ大体ここということがおわかりになるのかと思います。

それから、放送開始までのスケジュールでございます。今回の78本分の新設分につきましては、平成25年度中に完了をする予定でございます。その後につきましては、既設分の改修、立田の28本も含めまして機器の一部改良と調整作業も入ってまいります。

それと一番大きいのが、先ほどもありましたように、本庁の増築棟が完成いたしましたときに、そこに親局を据えるという形になります。親局を据えた後、全体を調整して正式な放送開始ということになりますので、まだ2年近い時間が必要になるのかなということは思っております。

以上でございます。

○14番（加藤敏彦君）

今の説明で大体わかったんですけども、佐織は業者としては日立だったと思います。

あと、場所の確定について、一部未確定ですということですが、どの程度、何カ所ぐらい未確定なのか、重ねてお尋ねをいたします。

以上です。

○総務部次長兼安全対策課長（小澤直樹君）

現在、正式なお返事をいただいておりますのは1カ所でございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第19号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第19号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第19号の討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

次に、議案第19号を採決いたします。

議案第19号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は3月6日午前10時より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時55分 散会

